

令和 4 年 3 月 9 日
総務部職員課

江東区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の概要

| 項目 | 条例 | 内 容 |
|-----------------------------|--------------------------|---|
| 改正の趣旨 | | 非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件の緩和を行う。 また育児休業等を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を新設するため、条例の一部を改正する。 |
| 育児休業をすることができない職員 | 第 2 条 (3)ア (ア)～(ウ) | 「任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員」を削除することとしたほか所要の改正を行う。 |
| 部分休業をすることができない職員 | 第 1 4 条 (2)ア・イ | 「特定職に引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員」を削除することとしたほか所要の改正を行う。 |
| 部分休業の承認 | 第 1 5 条 | 第 1 4 条の文言削除に伴い、所要の改正を行う。 |
| 妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等 | 第 1 8 条 1 | 任命権者は、妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業に関する制度等の周知及び育児休業の承認の請求に係る職員に対する面談等の意向確認の措置を講じなければならないことを定める。 |
| | 第 1 8 条 2 | 任命権者は、職員が条例第 18 条第 1 項の規定による申出をしたことを理由に不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならないことを定める。 |
| 勤務環境の整備に関する措置 | 第 1 9 条 | 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、職員に対する育児休業に係る研修の実施等の措置を講じなければならないことを定める。 |

| 項目 | 条例 | 内 容 |
|----|------|--------------------------|
| 委任 | 第20条 | 第18条・19条の新設に伴い、所要の改正を行う。 |
| 附則 | | 令和4年4月1日から適用する。 |

江東区職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>第1条 (略)</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>第2条の2～第13条 (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)</u></p> | <p>第1条 (略)</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(削る)</p> <p>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>第2条の2～第13条 (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)</u></p> |

| | |
|--|--|
| <p><u>ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> | <p>(削る)</p> |
| <p><u>イ 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> | <p>(削る)</p> |
| <p>(部分休業の承認)</p> | <p>(部分休業の承認)</p> |
| <p>第15条 部分休業の承認は、正規の勤務時間（前条第2号ア及びイのいずれにも該当する非常勤職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあっては当該会計年度任用職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> | <p>第15条 部分休業の承認は、正規の勤務時間（勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあっては、<u>当該会計年度任用職員について定められた勤務時間</u>）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> |
| <p>2・3 (略)</p> | <p>2・3 (略)</p> |
| <p>第16条・第17条 (略)</p> | <p>第16条・第17条 (略)</p> |
| <p></p> | <p><u>(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)</u></p> |
| <p>(加える)</p> | <p>第18条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、<u>当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして規則で定める事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の規則で定める事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。</u></p> |
| <p></p> | <p>2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</p> |
| <p></p> | <p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> |
| <p>(加える)</p> | <p>第19条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> |
| <p></p> | <p>(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施</p> |
| <p></p> | <p>(2) 育児休業に関する相談体制の整備</p> |
| <p></p> | <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</p> |
| <p>第18条 (略)</p> | <p>第20条 (略)</p> |

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。